要旨陳述

２０２４年7月26日

東恩納琢磨

ハイサイグスーヨウチュウウガナビラ

私は大浦湾に面した瀬嵩という集落に生まれ育ち、現在も暮らしています。2000年からは自然豊かな海を活かし、シーカヤックなどの体験型観光業を営んでおり、修学旅行の受け入れや、国土交通省に届け出を出しグラスボートの運航も行っています。２００８年から名護市市議会議員も務め、基地に頼らない名護市、地域の発展を目指し取り組んでいます。

今この海を埋め立てて米軍の飛行場建設工事が行われようとしていますが、名護市では1997年に、沖縄県では2019年に住民投票が行われ、基地建設反対が過半数をしめ、埋立の正当性、合理性は失われているにもかかわらず、政府は閣議決定だとして埋立を強引に進めています。

その傲慢で、強引な取り組みを是正するために、沖縄県は政府の埋立変更申請を公有水面埋立法に基づいて不承認にしました。しかし、沖縄防衛局局長はこともあろうに私人に成りすまし、行政不服審査法をつかい国土交通省に対して沖縄県の不承認を撤回させる裁決を求め、国土交通省が沖縄県の不承認を取り消す裁決をしました。

辺野古大浦湾の埋立は国策であるのに、あたかも沖縄防衛局が独自にやっているかのように装い、沖縄防衛局局長個人に被害があるかのように行政不服審査法を使うことは、執行する側の都合のいい勝手な解釈です。実際に沖縄県知事が不承認をしたことで、沖縄防衛局局長は、個人的に被害があったのでしょうか。それどころか、公務員として栄転して定年まで勤めているのではないでしょうか。防衛局局長を私人として認めておいて、基地建設で被害を受ける私たち住民を原告として認めないという事が、法治国家としてまかり通るのでしょうか。

最高裁が代執行を認めた裁判では、沖縄県は不承認の理由として、海面下９０メートルまで軟弱地盤が達しているB27地点のボウリング調査を行う事を拒んでいる事、変更後の埋立事業は、沖縄における過度な基地負担をさらに将来に向かって固定化するものであって国土利用上適正合理的とはいえない事、変更後の工事によってジュゴンに及ぼす影響が適切に評価されていない事等を挙げたにもかかわらず、その中身の審理は行われず、沖縄県には訴える権利も認められませんでした。大浦湾での埋立は、海面下90メートルまで達している軟弱地盤の改良工事をしなければなりません。それは日本でも、世界でも工事の事例はなく、技術も確立されていません。その結果、政府が国会で答弁したように、すでに当初の工事費の半分以上の予算を執行しながら、今後の工期も費用も予測がつかないと答弁しています。無責任な工事が大浦湾では行われており、そのような公共工事は、国民にとって不利益であり、地方自治をないがしろにする行為であります。同じ基地建設の事例として山口県や秋田県に新型迎撃イージスアショアの建設を政府は発表しましたが、その後、切り離したブースターを制御することが技術的に現段階で不可能だと判明したため、山口県知事や秋田県知事に防衛大臣は頭を下げ謝罪し、建設計画を撤回しました。国が沖縄県に対して代執行までして基地建設を強行に進め、基地負担を沖縄県だけに押し付けることは沖縄差別そのものです。代執行は、沖縄県民の尊厳を、当然のように、無意識に踏みにじる愚かな行為です。

又、政府は名護漁業協同組合の組合員に補償金を払い、現在も監視船として組合員を月15日間、一日5万円で雇い、残り15日を漁に従事させていると聞きます。政府は、漁業組合を優遇し裁判を起こさないようにしています。しかし一方の私たち住民には訴える権利を認めないよう裁判所に求め、政府にとって不都合な審理が行われないようしています。私は、補償を求めているのではありません、間違った代執行を見直してほしいという事です。裁判所は国の言い分だけに従うのでなく、公有水面埋立法に従い、合理性や正当性について中身の審理に入って頂きたい。中身の審理をすれば、普天間飛行場移設の根拠は危険の除去でないことがはっきりと見えてくると思います。この裁判は原告適格を問う裁判ではありません。これまで原告適格について5年に及ぶ時間を費やし審理してきました。その間辺野古・大浦湾の工事は進んでいます。これ以上の原告適格の審理は必要ありません。私たちの原告適格を認め中身の審理に入って下さい。

わたしはアメリカでのジュゴン訴訟に原告として加わりました。アメリカサンフランシスコ地裁はわたしを原告として認めてくれました。アメリカでは原告適格という誰が訴えるかについてはそれほど重要ではなく何を訴えているかが重要で中身の審理に時間が費やされました。

辺野古・大浦湾を埋立てる米軍の飛行場は、普天間飛行場や嘉手納飛行場と同様に爆音をまき散らすことは容易に想像できます。なぜなら日本では自国の領土を飛ぶ米軍の飛行を制限することができないからです。司法においては、対米追従ではなく、三権分立が確立され、日本が主権国家として機能していることを示す必要があります。そのことが、人権を尊重する国として、世界から信頼を得ることにつながり、国民の利益、つまり国益になると思います。

私の最後の訴えです、裁判官殿、中身の審理に入らず代執行を認める事は許されません。中身の審理に入った上で正当な判断をしてください。